

〔文献紹介〕

米倉 明編著『信託法の新展開—その第一歩をめざして』

福井 修

本書は7名の執筆者による信託法に関する論文集である。

米倉明教授（愛知学院大学）を座長とし、有志数名で立ち上げられた「信託法制研究会」での研究活動がベースになっている。米倉教授の「はしがき」によると、この研究会は4年間にわたって原則毎月1回例会を重ねてきたもので、本書はその研究成果であるが、「研究会としての見解」のような統一的な枠をはめたものではなく、研究会メンバーが問題意識を抱いたテーマについて構想を練り、例会における報告や議論を踏まえ、かつそれに執筆者独自の研究、考察を発展させて執筆したとのことである。

メンバーは米倉教授をはじめ信託の大家から、若手の研究者まで幅が広い。信託法の研究・教育に携わった日が浅いので、副題として「その第一歩をめざして」と付したという謙遜の言葉が述べられているが、それぞれの論文はいずれも新信託法に関して独自の視点から新しい主張、新しい問題提起をしており、読み応えのあるものである。今後の信託法研究において種々の影響を与え、様々な形で参照されていくものと思われる。

以下では、各章の論文の概要を紹介し、それぞれ若干の私の感想も付すことにしたい。

第1章「自己信託」（米倉 明，愛知学院大学教授）

本論文は、新信託法の重要改正点である自己信託をとりあげる。英米では信託の設定方法の一つとして認められている信託宣言については、

旧法下では否定説が多数説であったが、新法では濫用防止の規定を整備し、自己信託と名付けて認めることとした。本論文は新法の規定の中で自己信託抑制策と考えられる、自己信託財産に対する委託者の債権者による直接執行の承認(23条2項本文)について主として取り上げ、さらに自己信託の規定の施行を遅らせたことについても言及する。

まず、新法23条2項の要件である、自己信託設定行為が詐害行為にあたることの立証責任について考察する。すなわち、詐害行為であることの立証責任は、信託財産に対して執行する者(委託者の債権者)にあるか、執行に対して異議を主張する者(委託者)にあるかであるが、条文の文言対比の観点から素直なことやバランスからして、執行者にあるとする。そして、委託者の無資力の立証責任が委託者の債権者側に負わされること、および数人の受益者の一人でも善意者がいれば執行は排除されることなどから、本条は自己信託抑制策としては大きく期待することはできないとする。

また、詐害行為取消訴訟と直接執行に対する異議訴訟との関係については、どちらを先に行ってもよいし、二つの訴訟は訴訟物が異なるので、前訴の確定判決の既判力は後訴に及ばない。しかし、そのように解したとしても自己信託抑制策として大きく期待はできないとする。

附則2条で自己信託の設定を1年間遅らせたことについては、抑制策としての効果はなく、他人信託と同時に施行すべきだったが、反対派をなだめ、新法を実現させるための法技術としては合目的的、適切であったと評価する。

いつもながら、切れ味鋭く明解にすっぱりと整理された論法で、23条について分析、解釈が行われており、今後の議論のベースになると思われる。

私は新法での自己信託容認については、どちらかと言えば消極的であった。理由は、積極派の主張する実務のニーズが自己信託でしか解決できないものか疑問を感じたこと、その割りには信託の要件から財産の移転をはずすという大きな決断をすること、そして不適切な事例が出ることにより信託自体のイメージが損なわれないかという懸念があった。

しかし、広く意見を求め慎重な検討をした結果、新法では積極的な立場を採用した。そうであるなら、新法の趣旨を活かし、是非とも善き自己信託を展開してほしい。実務家が多様なニーズを開拓し、種々の工夫を行うことにより、こういう状況だから自己信託という方法が必要だったと納得させる事例が多数出てくることを切に願う次第である。

したがって、実際には23条が問題となることなく、自己信託の善用事例が集積、発展していくことを希望しているわけであるが、実務家が多様なニーズを取り込むべくスキームの検討をするにあたっては、当然スキームが否定されるリスクも検討しておく必要はある。そうした検討段階において本論文は貴重な指針になろう。

第2章「預り金の信託的管理」(伊室亜希子, 明治学院大学准教授)

本論文は救済法理としての信託を取り上げる。他人から委託を受けた者(受任者)が、受任者名義で金融機関に専用口座を開設して、収受した金銭を預金して管理している場合に、受任者が破産するなどして、その預金債権をめぐってトラブルが生じることがある。こうした問題を預金債権の帰属についての問題として処理する方法(預金債権帰属アプローチ)と信託法理を使って処理する方法(信託アプローチ)とを比較検討する。前者については金融機関との関係がからむので、預り金の保護をいかにするべきかという観点からは純粋に決められないという限界があるのに対して、後者は預かり金保護のために、受託者の債権者からの倒産隔離を構成できる点に意義があるとする。

そして、当事者が明示的に信託と認識していないのに信託とみて救済するメルクマールとして、分別管理がされていることに加えて、預金債権が一定の目的(信託目的)にしか使われないという用途管理の合意があることを挙げる。

保険料事件については、旧法では財産の処分がないので信託と認定できなかった。新法では財産の処分を観念しない自己信託が認められたが、要件を満たしていない場合にも救済方法として自己信託を認めるの

は躊躇を覚えるので、明示的な自己信託によるのが本筋だとする。

思うに救済法理として信託が使われるのは、通常法律構成では実質的に妥当な結果が導きだせないと考えられる場合である。したがって、元々例外的な場合であって、どういう場合を救済するか、その射程範囲を決めるのは難しい。しかし、預り金について分別管理さらには使途管理の合意があることを一つのメルクマールすることは納得できよう。

救済方法として使う場合には、誰を委託者と見て、誰を受託者と見るかは、いくつかの可能性があるろう（例えば、保険料については保険契約者を委託者と見て、代理店を受託者と見る）。その見方によっては、財産の処分という点もクリアできるのではなかろうか。

いずれにしても、新法施行後も、救済法理としての信託を使う局面が出てくると思われ、本論文での検討は今後の議論に影響を与えよう。

第3章 「信託法理における債権者取消権制度の展開」(松尾 弘、慶應義塾大学教授)

本論文は信託制度の二つの取消権、すなわち、信託設定が委託者の債権者を害する場合の債権者の詐害信託取消権と、受託者が権限違反行為を行った場合に受益者が当該行為を取消す受益者取消権をとりあげる。この両取消権について、旧法での解釈、新法制定過程での議論、さらには新法の解釈等を分析し、それを踏まえて、両者の共通点、相違点を整理する。その結果、両取消権は一方は受益者の利益保護手段の象徴であり、他方は委託者等の債権者の利益保護手段の象徴であるが、新法においてきめ細かな配慮がなされ、バランスが確保され、両取消権は相俟って全体として1つの整合的な目的を果たす機能的関係へと展開してきていると指摘する。

さらに、新法では受益者取消権が登記・登録された財産についてすら、相手方の主観的要件に依存し、善意無過失の相手方に効力を及ぼさないとされたことは、相手方の善意・悪意、過失・無過失を問わない物権的請求権の性質から大きく後退しており、受益者取消権の法的性質

は、むしろ基本的に債権者取消権として位置付け、それを前提として要件・効果の解釈論を再構築することが、より首尾一貫した信託法理の構築に資する、そしてそのことは受益権の性質について債権説の再評価に通じるとする。

信託の登記がなされ、信託条項が公示されているとしても、取引の相手方にとっては、当該処分が受託者の権限内か否かを判定することは必ずしも容易ではない。受益者取消権行使の要件として、登記がある場合でも、相手方の悪意・重過失を付加したのはやむをえまい。本論文の指摘のとおり、従来、学説上、受益権の物権的効力の根拠とされていた受益者取消権の物権性が弱くなっており、新法では債権説の立場に立っていると見えよう。信託の独自性の1つが無くなったようで寂しくも感じられるが、現在の信託では専ら保全管理のみを行うタイプはほとんどなく、信託財産と第三者との取引が頻繁に行われることを前提とすれば、取引の安全を重視するのは妥当な利益調整の方向だと思ふ次第である。

第4章 「忠実義務論に残された課題に関する一考察」(吉永一行、京都産業大学准教授)

本論文は、法制審議会信託法部会において立法提案がありながら見送られた「利益取得行為の禁止」および「利益吐き出し」の考え方について考察する。法制審議会信託法部会での議論の経緯を分析し、その結果、忠実義務には「行為義務としての忠実義務」と「利益配分としての忠実義務」という二つの側面があり、利益吐き出し規定は後者のとらえ方によるものであるが、両者について明確に認識されないまま議論がなされ、後者についてその十分に説得力のある根拠を呈示できなかったために、「利益取得行為の禁止」および「利益吐き出し」の規定の明文化が見送られたものとする。さらに利益吐き出しと同様の効果を信託財産の物上代位から認めうるという指摘についても、なおその根拠に不明な点があり、今後の重要な課題であるとしている。

思うに、四宮説は忠実義務の第一原則として「受託者が信託財産と利

益相反の立場に立たないこと」をあげるが、現在の経済・社会状況では(広義の)利益相反の立場に立つことを全く避けるのは困難な命題である。商事信託であろうと、民事信託であろうと、「受託者が信託財産と利益相反の立場に立つことは避けられない」ということを前提に忠実義務の内容を考えていかなければならない。利益相反の立場に立ったときの処理の方法としては、信託財産の利益を最大にしなければならないという考え方と、固有財産等と衡平に扱えばよいという考え方がありうるが、現在の経済・社会状況を考えれば、私は後者が妥当だと思われる。新法が18条で識別不能財産について按分比例の考え方を採用したことは同じ考え方によるものと理解している。

このような処理においては、受託者が相当の利益を得る場合も当然ありうる。例えば、受託者が通常徴収している手数料をとる場合や、信託財産と固有財産の共同発注により割引によって利益をえる場合である。ところが、「利益取得行為の禁止」や「利益吐き出し」の規定はこれらの場合を明確に区別する形ではなかったように思われる。新法において最終的にとられた選択は、現代の信託の状況を踏まえれば妥当だったと思うのである。

第5章「相殺について残された問題」(道垣内弘人, 東京大学教授)

新法では信託の相殺に関する規定の緻密化が図られたが、本論文では残された問題として、受託者個人が受益者に対して有する債権と自らが受益者に対して負う受益債権に係る債務とを、受託者は相殺できるかという問題を取り上げる。

相殺否定説からは理由として、受益債権に係る債務は法主体としての信託財産が負う債務であり、受託者個人が受益者に対して有する債権とは別個の法主体間に存在するものだけということ、および相殺を認めることは受託者の忠実義務に反することがあげられる。しかし、第二の忠実義務違反については、受託者からの相殺を認めても、受託者は他の債権者との関係で有利な地位に就いているだけで、受益者の利益を犠牲にし

ているのではなく、忠実義務違反とまでは言えないことが反論としてあげられる。また、第一の別の法主体という点については、アメリカ各州の判例を見ると、受益債権に係る債務は受託者として負う債務であり、受託者個人の債務とは別資格であるとするを理由に相殺を否定するものもある。しかし、受託者自身も受益債権を差し押さえることはできることや、別資格を理由にすると債務者からの相殺も否定することになるが、これを禁じる理由はないことなどから、債権を保持する資格が異なるだけで結論を導くことは尚早であり、より実質的な検討が必要だとする。

結論としては、原則として受益債権との相殺は認められるが、例えば十分な自活能力のない受益者に一定の生活費を給付する目的などの他益信託においては、受託者には現実給付義務が課され、相殺は禁止されるべきだとする。

思うに、受託者が行う受益債権に係る債務と、受託者個人の債権との相殺は忠実義務に反するという考え方は、受託者であるがゆえに最も劣後する立場に立つことを甘んじて受けなければいけないという理念につながっているのだろう。しかし、現在の経済活動の現実を考えれば、そこまで受託者に求めることは酷に過ぎると思われる。先に述べたとおり、受託者が利益相反の立場に立つことは避けられないし、立った場合は他の場合と同様に扱うことが要請されるのであり、それ以上の不利な立場に立つことまで要請されると考えるべきではあるまい。

第 6 章 「信託事務処理の委託先が指名されている場合における受託者の責任」(大山和寿, 青山学院大学専任講師)

新法は信託事務処理を委託できる場合を旧法よりも拡大するとともに、委託をした場合の受託者の責任については35条に規定をおいた。同条3項では、信託行為で委託先が指名されている場合における受託者の責任について規定しているが、これは復代理人に関する民法105条を参考としているので、本論文では民法105条の立法経緯をたどりつつ、新

法35条について検討を加えている。

この結果、通常の場合には、代理人または受託者は指名された者に委託しなければならない義務を負うものではないので、この限りで選任責任を免れないこと、代理人や受託者が主導したことにより、復代理人や委託先が指名された場合には、民法105条2項、新法35条3項は適用されないこと、委託先が不適任等であることが判明した場合には、原則として指名された者を解任しなければならないこと等を主張している。そして、受益者に対して委託先の指名権を与えて、受益者が受託者に対して指示を出せるようにすることが、信託の構造と適合性がとれるかに疑問を呈している。

最後の点については、現在の信託が財産処分モデル、契約モデル、制度モデルの三つのモデルに分けて説明される（能見善久『現代信託法』10頁（有斐閣2004））ように、現在では信託は伝統的なタイプだけでなく、多様な形態で利用されている。契約モデルでは、委託者との合意がベースになって、信託の内容が決まっていくものであり、このタイプでは委託者が受託者に指示を出す場合があり、また受益者が受託者に指示をするということもないではない。新法は信託の柔軟性を活かすという点をテーマとして掲げているので、信託の構造についても多様にとらえ、そうしたタイプの信託も射程に据えて条文化したように思われる。

第7章「後継ぎ遺贈」（田中 亘，東京大学准教授）

新法では後継ぎ遺贈型の受益者連続信託の有効性を一定範囲で認めたが、本論文ではこれを踏まえて、後継ぎ遺贈の法的性質と有効性を検討する。基本的には、信託を使って有効性が認められるならば、遺贈によっても有効性は認められるべきだという問題意識である。

後継ぎ遺贈については法律関係が不明確・複雑化するという指摘があるが、これに対しては後継ぎ遺贈を不確定期限付または条件付遺贈の組み合わせと法的に構成し、後継ぎ遺贈無効説が提起している法律問題については既存の法理で対処可能だとする。また、期限付の所有権を認め

ることになるのではないかという批判に対しては、所有権自体に期限や条件が付いているのではなく、期限付・条件付の所有権移転行為であると反論する。

そして、後継ぎ遺贈の真のデメリットは、目的物の処分において同意をとる者が多くなるので多額の取引費用がかかること、および第二次以降の受遺者が遺言死亡時にまだ出生していないときは、その同意が得られないので、処分そのものが制約されることだとする。しかし、結論としては、取引費用が財産処分の妨げになることはそれほど多くないので、遺言者の死亡時点で現存する者に対する後継ぎ遺贈である限り、その行為を原則的に認めてよいとする。

思うに、我が国で財産承継のための信託があまり利用されてこなかった理由は種々考えられるが、受益者連続型信託については法的な有効性が必ずしも十分に裏付けられていなかったことがある。新法で一定範囲ながら受益者連続型信託の有効性を確認する条文が入ったことの意義は大きく、今後財産承継での信託活用事例が多くなろう。

そういう意味では、有効性について未だ議論のある後継ぎ遺贈については、実例が出にくい状況といえよう。しかし、受益者連続型信託の実例を積み重ねることができれば、問題点や限界もさらに明らかになっていき、信託と遺贈の比較についての議論も深まるであろう。そうした過程で本論文が貴重な示唆をあたえてくれよう。

以上7つの論文を駆け足で紹介したが、私の理解不足の点があるかもしれない。繰り返しになるが、いずれも独自の視点から分析検討されたインパクトのあるものなので、一読されることを是非お勧めする次第である。信託に関わってきた者としては、本研究会および本書の公刊によってまた新たに信託に関心のある研究者が加わり、信託研究の射程や深度が増していくことをうれしく思う次第である。

(富山大学経済学部教授)

〔米倉 明編著『信託法の新展開－その第一歩をめざして』商事法務，2008年，
A 5判，265頁，定価 5,250円(税込)〕